

第二二回

参第八号

競馬法の一部を改正する法律（案）

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号を次のように改める。

- 一 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理 由

競馬の健全な発展を図るため、勝馬投票券の取次業者に対する罰則を定める必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。